

2025年4月予定 建築基準法改正（4号特例廃止）によるエクステリア製品への影響について

これまで、2階建て以下かつ延べ面積 500 m²以下の木造建築物等で建築確認、検査時に構造関係規定など一部の審査・検査が省略される4号特例制度が設けられていましたが、2025年の建築基準法改正で4号特例が廃止になります。それにより、審査・検査の特例の対象が、平屋建てかつ延べ床面積 200 m²以下に縮小され、2階建ての木造一戸建て住宅等では、審査・検査が省略されていた構造関係規定等について、審査・検査が必要になります。

今回の改正でカーポート等（※1）は4号建築物から新3号建築物に変わりますが、延べ面積が200 m²以下は審査、検査が省略可能で、今まで同様に告示410号に定める安全上必要な技術的基準との照査での申請は継続と考えております。また、その他製品についても、申請内容に変更は無く、日本エクステリア工業会として改正影響は無いと考えております。

詳細は各自治体の審査機関にご確認をお願いします。

※1 カーポート、駐輪場、シェルターの独立屋根商品が対象になります。

・改正内容

		旧制度				新制度			
母屋	木造	平屋	4号	仕様規定	審査なし	平屋	3号	仕様規定	審査なし※1
		2階建	4号	仕様規定	審査なし	2階建	2号	仕様規定	審査あり
		3階建	2号	構造計算	審査あり	3階建	2号	構造計算	審査あり
エクステリア	カーポート等 独立屋根商品	200m ² まで	4号	仕様規定	審査なし	200m ² まで	3号	仕様規定	審査なし
	躯体付商品	下記QAより「構造安全性の確認は、構造種別に応じて行う」とされています。 今まで通りのアルミ合金造の基準で変更なし							

※1 200m²超は審査あり

・国土交通省 QA（エクステリア商品）

Q 2-5

木造の一部に非木造の部分（アルミ製ベランダ、風除室など）が取りついた場合、混構造となりますか。

付加的に設けられたアルミ製ベランダ、風除室などは混構造となりませんが、構造安全性の確認は、構造種別に応じて行ってください。

HP リンク [改正建築基準法マニュアル_国土交通省](#)